

奈良県告示第三百十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和六年一月二十六日

奈良県知事 山下 真

道路の種類	路線名	区間
一般国道	一六八号	香芝市尼寺二丁目五二番一先から北葛城郡王寺町畠田四丁目二六三番八先まで